

閣 第二二一號

起案 令和三年十月十四日

決定 上奏 合和 令和三年十月十四日

施行 公布 令和三年十月十四日

令和 令和三年十月十四日

年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣總務官



五

五

五

五

閣

金子(恭)国務大臣

後藤 国務大臣

岸 国務大臣

堀 内 国務大臣

古川 国務大臣  
茂木 国務大臣

金子(原)国務大臣  
萩生田 国務大臣

小林 国務大臣

牧島 国務大臣

鈴木 国務大臣

斎藤 国務大臣

西銘 国務大臣

松野 国務大臣

末松 国務大臣

山口 国務大臣

二之湯 国務大臣

若宮 国務大臣

衆議院解散について

右閣議に供します。

詔書案

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

御名 御璽

令和三年十月十四日

内閣総理大臣

衆議院を解散する。

内閣總理大臣

内 閣

本日（十月十四日）付けをもつて  
公布することといたしたい。

案 (一)

別紙詔書が発せられましたから、お伝えいたします。

令和三年 月 日

内閣総理大臣

衆議院議長宛て

案 (二)

別紙詔書が発せられた旨衆議院議長へお伝えいたしました。  
右お知らせいたします。

令和三年 月 日

内閣総理大臣

参議院議長宛て

◎ 参照条文

○ 日本国憲法（抄）

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。  
（略）

三 衆議院を解散すること。